指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
ライト工業株式会社	東京都千代田区九段北4-2-35	1 - 0 0 3 6 6 0

注)建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

平成 31 年 2 月 26 日 ~ 平成 31 年 3 月 11 日 (2 週間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

ライト工業(株)は、平成30年12月4日、茨城県常総工事事務所発注の地盤改良工事(下妻市鯨地内)において、安全管理措置の不適切により、作業員が落下した敷鉄板に接触し、両足骨折の重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の重傷事故を起こしたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成29年要領第3号) 第2条第1項及び別表第1第8号ウに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第1〉

措 置 要 件	期	間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり,安全管理の措置が不適切 であったため,工事関係者に死亡者又は負傷者を生 じさせた場合において,当該事故が重大であると認	当該認定を 2週間以上:	
められるとき。 ア,イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき, 又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	2週間以上:	1ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080番地

電話029-297-5005 (ダイヤルイン)